

東成区地域生活支援システム「専門分野別実務者会議」設置要綱

(設置)

第 1 条 東成区の地域保健・地域福祉全般に関する課題解決や情報共有を行うことを目的に、専門分野別実務者会議（以下「実務者会議」という）を設置する。

2 実務者会議は分野別に「高齢者支援」「障がい者支援」「子育て支援」「健康づくり推進」の 4 会議を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 実務者会議は、次に掲げる業務を行う。

(1) 区内の地域保健・地域福祉に関する実態を把握の上、課題集約を行い必要に応じ区政会議へ報告

(2) 区内の地域保健・地域福祉に関する情報交換

(3) 前各号に掲げるもののほか、区の地域保健・地域福祉全般に関する課題解決ならびに保健福祉サービス推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 実務者会議委員は、別表に掲げる組織等の代表者もしくはその職にある者とする。

(議長)

第 4 条 議長は、委員の互選により選出する。

2 議長は、会議運営を総理する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 実務者会議は、委員からの開催要請に基づき議長が招集する。

(意見の聴取)

第 6 条 実務者会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第 7 条 実務者会議の委員は、正当な理由なく、会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 実務者会議の庶務は東成区役所保健福祉課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実務者会議の運営に関し必要な事項は、実務者会議ごとに議長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年1月15日から施行する。

別表

【高齢者支援】

東成区医師会 東成区歯科医師会 東成区薬剤師会
東成区北部地域包括支援センター 東成区南部地域包括支援センター
東成区訪問看護ステーション連絡会 居宅介護支援事業者連絡会
東成区老人クラブ連合会 東成区社会福祉協議会（地域生活支援ワーカー）
深江南総合相談窓口（ブランチ） 東陽総合相談窓口（ブランチ）
東成区民生委員協議会 ひがしなりWELL-LINE

【障がい者支援】

東成区障がい者相談支援センター 地域活動支援センター（生活支援型）
知的障害者相談員 身体障害者相談員 東成区民生委員協議会
東成区歯科医師会 東成区社会福祉協議会（地域生活支援ワーカー）
ひがしなりWELL-LINE

【子育て支援】

東成母子会 東成区食生活改善推進員協議会 東成区母と子の共励会
主任児童委員 東成区子ども・子育てプラザ 東成子育て支援センター
東成区社会福祉協議会（地域生活支援ワーカー）
公立幼稚園 私立幼稚園 公立保育所 私立保育所（園）

【健康づくり推進】

東成区医師会 東成区歯科医師会 東成区薬剤師会 東成母子会
東成区食生活改善推進員協議会
東成区健康づくり推進協議会「すみれの会」
介護予防講座修了者の会あしたば会 森ノ宮医療学園専門学校
東成スポーツセンター